

(案)

名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

感染症の2次感染のリスクを低減するため、別表(4)アに掲げる介護施設等において、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室にするための陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行うのに要する経費を支援する事業。

イ 介護施設等における感染拡大防止のためゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

別表(4)イに掲げる介護施設等において、次の(ア)から(ウ)の事業について必要な経費を補助する事業。

(ア) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための経費を支援する事業。

(イ) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

従来型個室・多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行うための経費を支援する事業。

(ウ) 家族面会室の整備等経費支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための経費を支援する事業。

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

別表(4)ウに掲げる介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修に必要な経費を支援する事業。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

別表(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 対象施設		2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費
ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 短期入所療養介護事業所	1 台あたり 5,760 千円	1 / 3	設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
上 記 ア に同じ	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置	1 か所あたり 1,340 千円	1 / 3	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	従来型個室・多床室のゾーニング経費	1 か所あたり 7,990 千円	1 / 3	
	家族面会室の整備等経費支援	1 施設・事業所あたり 4,670 千円	1 / 3	
ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業				
	上記アに同じ。ただし、次に掲げる施設は除く。 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所療養介護事業所	1 床あたり 1,320 千円	1 / 3	多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費。 ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 なお、次に掲げる費用は補助の対象とはならない。 ・ 設備整備に係る費用